（啓発文言）
第54条　協会員は、新聞、雑誌又は電話帳へ個人向け貸付けの契約に係る広告を出稿するにあたっては、過剰借入れへの注意喚起を目的とし、次の各号に掲げる事項につき啓発文言を入れなければならない。なお、本項の啓発文言を踏まえた例示としては、以下の文言が考えられる。
⑴　貸付条件の確認
⑵　使い過ぎ、借り過ぎへの注意
⑶　計画的な借入れ
＜文言例＞
「貸付条件の確認をし、借りすぎに注意しましょう。」
2　協会員は、前項に基づく表示を行うに際しては、文字級数を９級以上とするよう留意しなければならない。
（表現内容に関する留意事項）
第55条　協会員は、新聞、雑誌又は電話帳へ個人向け貸付けの契約に係る広告を出稿するにあたっては、その表現内容に関し、次の各号に掲げる事項に留意しなければならない。
⑴　安易な借入れを助長する表現、又はその疑いのある表現を排除すること。
⑵　比較広告を行わないこと。
⑶　ホームページアドレスを表示する場合、当該ホームページに前条に規定する啓発文言の表示があること。また、当該ホームページに返済シミュレーションを備えること。
（出稿先に係る留意事項）
第56条　協会員は、新聞又は雑誌へ個人向け貸付けの契約に係る広告を出稿するにあたっては、次の各号に掲げる媒体へ広告を掲出することはしてはならない。
⑴　ギャンブル専門紙及びギャンブル専門誌
⑵　風俗専門紙及び風俗専門誌

第５款　個人向け貸付けの契約に係るチラシによる広告に関する遵守事項等

（新聞又は雑誌に係る規定の準用）
第57条　協会員がチラシによる個人向け貸付けの契約に係る広告を出稿するにあたっては、この規則第53条第１項⑴、⑶、⑷、⑸、第54条、第55条、第56条に掲げる規定を準用する。

第６款　個人向け貸付けの契約に係るインターネットによる広告等に関する遵守事項等

（ホームページへの明示事項等）
第58条　協会員は、自社でホームページを設けるにあたり、次の各号に掲げる事項を協会員が取り扱う貸付けに係る商品を紹介するメインのページに明示しなければならない（バナー広告を通して、自社ホームページに誘導する場合においては、その誘導先の自社ホームページに以下を明示しなければならない。）。
⑴　この規則第54条第１項に準じた啓発文言
⑵　貸金業登録簿に登録された商号、名称又は氏名
⑶　貸金業登録番号
⑷　協会員番号
⑸　登録簿に記載された電話番号
⑹　返済シミュレーション（クリックにより、返済シミュレーションの専用ページに誘導するハイパーリンク又は画像の表示を含む。）
2　協会員は、前項各号に規定する事項を明示するに際しては、表示可能スペースを考慮し、明瞭に判読できる大きさの文字級数で表示するよう留意しなければならない。
3　協会員は、風俗・ギャンブル関係ホームページへ融資に係る広告を出稿してはならない。

第７款　その他媒体による個人向け貸付けの契約に係る広告に関する留意事項

（その他媒体による個人向け貸付けの契約に係る広告に関する留意事項）
第59条　協会員は、交通広告など、本節第２款から第６款に掲げる以外の媒体を通して個人向け貸付けの契約に係る広告を行うにあたっては、この規則第40条に定める目的を踏まえ、この規則第53条第１項⑴、⑶、⑷、⑸、第54条、第55条、第56条に掲げる規定を十分留意しなければならない。

第８款　企業広告に関する遵守事項等

（目的）
第60条　本款の定めは、本節第２款から第７款に掲げる以外の広告は、一般的に企業広告、すなわち、その内容として当該企業の特定のサービスの利用促進を訴求するものではなく、企業の理念や主張、姿勢を広く遍く、一般消費者に伝える広告が大半であるが、本款においては、協会員又は協会員になろうとする者（以下この款において「協会員等」という。）に対して、国会の附帯決議を踏まえ、一般的な企業広告のうち、第61条に定める屋上広告看板等の新設について自主規制規則を定め、過剰借入れの抑制など、多重債務問題への対応とし、また、景観等への配慮に寄与することを目的とする。
　なお、次の各号に掲げる事項の告知を目的とする広告のうち、営業広告との差異が明確でない広告に関してはその取扱いを別途協会において協議する。また、協会員等は既設の屋上広告看板等についても多重債務者の発生を防止する観点から適切な対応に努めるものとする。
⑴　セミナー、シンポジウム、芸術・文化・スポーツイベント等の告知（協賛含む。）
⑵　挨拶、意見、主張、御礼、お詫び
⑶　新会社設立、企業提携又は合併、社名又はマーク変更
⑷　周年、株式上場、店頭公開、ブックビルディング
⑸　ＣＳＲ
⑹　法改正、規制緩和、制度改革
⑺　人材募集
⑻　社名、相談窓口、企業概要
⑼　消費者等に対する啓発
⑽　看板
（定義等）
第61条　本款における「屋外広告看板等」とは、屋外で公衆に表示される企業広告であって、以下に掲げる屋上広告看板及び壁面看板をいう。
⑴　「屋上広告看板」とは、建物の屋上に附帯させて設置する看板をいう。
⑵　「壁面看板」とは、建物の壁面を利用した一面の盤面が100平方メートル以上の看板をいう。
（屋外広告看板等に関する全般的な留意事項）
第62条　協会員等は、屋外広告看板等を設置するにあたり、本款の目的を踏まえ、次に掲げる各号を留意しなければならない。
⑴　景観等への配慮をすること。
⑵　借入れを促す表現を表示しないこと。
⑶　電話番号又はインターネットアドレスを表示する場合には、「問い合わせ先」とし、「申込先」とはしないこと。
⑷　条例等が定められている場合は、これに抵触しないこと。
⑸　午前０時以降は消灯すること（ただし、貸金業以外の業種を主たる収益源としている協会員等が設置している場合を除く。）。
（屋外広告看板等の設置に関する留意事項）
第63条　協会員等は、屋外広告看板等を新設するにあたり、多重債務者の発生を防止する本款の目的を踏まえ、原則として、協会設立日において設置していた既設の屋外広告看板等の設置数を超えないものとする。ただし、以下に掲げる場合は、多重債務者の発生を防止する本節の目的を踏まえた対応に留意しながら、設置することができる。
⑴　協会設立以降に新たに貸金業登録を行った新規参入業者たる協会員（ただし、協会設立時点で貸金業登録をしている協会員が総株主等の議決権（総株主、総社員又は総出資者の議決権（株式会社にあっては、株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第879条第３項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。）をいう。）の100分の50を超える議決権を直接又は間接に保有している新規参入業者たる協会員を除く。）が設置する場合
⑵　貸金業以外の業種を主たる収益源としている協会員等が設置する場合
⑶　協会員等が所有する建物に設置する場合
⑷　合併、会社分割又は事業譲受等に伴って屋外広告看板等を継承等したときその他特段の理由が認められる場合
（協会員による説明）
第64条　協会員等は、自己の設置する屋外広告看板等について、協会から説明が求められた場合において、この規則第62条及び第63条に則ったものであることを説明することができるように、自己の設置する屋外広告看板等において各地方自治体より交付される屋外広告物許可書などを保管するなど、協会員等において適切な措置を講じなければならない。

第９款　貸付けの契約に係る勧誘に関する規則

（目的）
第65条　協会員は、資金需要者等の利益の保護という法の目的にかんがみ、本款に定める事項を遵守しなければならない。